

令和 7 年度特定健診受診率向上業務プロポーザル Q A （まとめ）

No	質問分類(大)	質問分類(小)	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書	仕様(1)データ分析 ●本町の提供データ	委託仕様書2(1)	以下データのご提供は可能でしょうか。 1. 被保険者マスタデータ 以下のいずれか (A)国保総合システム 特定健診等被保険者データ(KDIF015) (B)市町村事務処理標準システム 被保険者資格データ(EUC個人情報情報ファイル) (C)国保総合システム 被保険者異動報告データ(資格情報ファイル(世帯・個人)) 2. レセプトデータ(過去3年分) 医科・・・「21RECODEINFOMED.CSV」 DPC・・・「22RECODEINFODPC.CSV」 調剤・・・「24RECODEINFOPHA.CSV」	国保総合システム 特定健診等被保険者データ(KDIF015)、レセプトデータの提供が可能です。ただし、レセプトデータを提供するためには、国保連合会に対して1審査月当たり5,775円(税込)の手数料を支払う必要が生じることから、本事業で医科レセプトを使用する場合、5,775円×必要な審査月数で算定した金額を見積書に含めてください。
2	仕様書	仕様 ●提出方法	委託仕様書2(6)エ	「実績報告書は、紙媒体と電磁媒体(Word またはExcel 形式で作成したファイルをC D等に記録したもの)で提出すること。」とありますが、電磁媒体については、Powerpointでの提出とさせていただきます事は可能でしょうか。	Powerpointでの提出も可能です。
4	仕様書	仕様 ●受診率	委託2(4)仕様書1	特定健診の受診率について、現状把握されている令和6年度の受診率をご教示いただけますでしょうか。	<令和6年度(速報値)> 30.9%(1,398人/4,069人)※R7.2受付分までに請求があった人
7	仕様書	仕様 ●個人情報取扱い	令和7年度特定健診受診率向上業務委託仕様書6(2)	個人情報保護委員会より令和6年12月25日「レセプトデータ等の保有個人情報の利用に関する注意喚起(地方公共団体向け)」が発出され、改めて「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」旨が記載されております。 仕様書において、「受注者は、本業務から得られた情報について、本業務以外に使用してはならない。」とありますが、保有個人情報の利用目的は、同仕様書「1目的」に記載されている内容と理解してよろしいでしょうか。また、別途覚書を締結し、第三者提供及び目的外利用は認められないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	審査方法	6(1)審査方法 ●配点及び審査員	公募型プロポーザル実施要領6(1)イ	「審査項目に基づき審査及び採点(各項目5～15点)を行い、委託候補者を選定する」とありますが、各審査項目の配点及び審査委員の人数をご教示いただけますでしょうか。	審査員は町職員5人で、各審査項目の配点については非公表です。
5	プレゼンテーションに対する審査	要領 ●プレゼンテーションについて	令和7年度特定健診受診率向上業務企画提案書作成要領3(1)イ	「ページ下部にページ番号を振ること」とありますが、実績報告書サンプルについてはページ数が多いため、A4判用紙に2スライドを印刷したい(2in1)と考えております。この場合、ページ下部ではなく、各スライドにページ番号を振る形でよろしいでしょうか。	資料の確認の際にページ下部にページ番号があると確認しやすいため、記載してください。ただし、ページ下部と各スライドの両方にページ番号を振ることは問題ありません。
6	プレゼンテーションに対する審査	要領 ●プレゼンテーションについて	令和7年度特定健診受診率向上業務企画提案書作成要領6(2)エ(イ)	「プロジェクターと65型のディスプレイ、HDMIケーブル(プロジェクターとパソコンを接続する端子)は松前町で用意する。」とありますが、以下3点ご教示ください。 ①プロジェクターとディスプレイどちらかを使用するという理解でよろしいでしょうか。 ②プロジェクターとディスプレイの投影サイズはどちらが大きいでしょうか。 ③ディスプレイを使用する際には、貴町への事前の申し出は不要という理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②プロジェクターの方が投影サイズは大きいです。画質がディスプレイに比べれば劣ると思われます。 ③お見込みのとおりです。